

謝金支給規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟（以下、「当連盟」という。）の事業にて支給する諸謝金に関して基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

第2条（支給対象者及び業務内容）

諸謝金の支給対象者及び業務内容とは、競技力向上目的の合宿、海外遠征その他において当連盟が依頼した者に対し、別表に掲げる通りとする。

第3条（支払い方法）

諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、特に理由がある場合には、現金で支給することができる。

第4条（謝金の基準）

謝金の金額は別表に掲げるとおりとする。なお、交通費および宿泊費などの旅費については、原則として「役員出張旅費規定」を準用するものとする。

第5条（その他）

別表に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会の決議をもって支給額を決めることができる。

第6条（規程の改廃）

この規程の改廃は、総会の決議を必要とする。

附則

この規程は、平成30年5月13日より施行する。

(別表)

支給対象者	業務内容	単位	単価 (上限額)	備考
監督	育成・強化	1日	20,000円	
トレーナー	育成・強化	1日	15,000円	
コーチ	育成・強化	1日	15,000円	
ドクター	育成・強化・試合	1日	15,000円	
弁護士・税理士	相談・税務処理等	1日	15,000円	
講師	研修会・講習会	1時間	5,000円	
手話通訳	通訳	1日	10,000円	資格保有者限り
レフリー	試合	1試合	3,000円	